

令和3年第2回那珂川町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和3年3月3日(水曜日) 午前10時開議

- | | | | |
|--------|----------|---|--------|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 那珂川町選挙公報発行条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 那珂川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につ
いて | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 那珂川町監査委員に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 那珂川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 那珂川町介護保険条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 那珂川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 那珂川町立美術館条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 那可川町農業構造改善センター条例の廃止について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 令和2年度那珂川町一般会計補正予算(第7号)議決について | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の
議決について | (町長提出) |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
の議決について | (町長提出) |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 令和2年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決
について | (町長提出) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長 選挙管理委員会書記長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	藤浪京子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	大森新一君
子育て支援課長	薄井和夫君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長兼農業委員会事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	板橋文子君	生涯学習課長	小松重隆君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（鈴木 繁君） 日程第1、議案第1号 那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆様、改めておはようございます。

昨日は、一般質問で5名の方に登壇をいただきました。貴重なご提言等をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま上程されました議案第1号 那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の制定は、公職選挙法の一部改正に伴い、これまで都道府県及び市に限定されていた選挙運動用自動車の使用などの公費負担について、町の議会の議員及び長の選挙においても対象とすることができることとなったため、新たに条例を制定するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜ります

ようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 補足説明いたします。

議案書をご覧ください。

第1条は、趣旨で、この条例は公職選挙法に基づき、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担について定めたもので、候補者1人当たりの選挙運動期間における限度額を規定したものです。候補者は、1日当たり6万4,500円に、候補者の届出のあった日から選挙期日の前日までの日数を乗じた金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができるものです。ただし書は、供託物が没収されない場合に限るものと定めるものです。

第3条は、契約締結の届出について定めたものです。選挙運動用自動車の公費負担の適用を受けようとする候補者は、一般乗用旅客自動車運送事業者等と有償契約を締結すること、また、その旨を委員会に届け出ることを定めるものです。

第4条は、公費負担額及び支払手続を定めたもので、町は、区分に応じた公費負担額を、一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うことを定めております。

第1号は、一般運送契約の場合で1日6万4,500円を限度といたしまして、その使用された日数分の合計額を支払うことを定めています。

第2号は、自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用のそれぞれの契約の場合で、その1日当たりの上限額を、アでは自動車の借入れについて1万5,800円、イでは燃料の供給について1日7,560円、ウでは運転手の雇用について1日1万2,500円といたしまして、それぞれ、その使用された日数分の合計額を支払うことを定めています。なお、本条の各上限単価は、公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づいております。

第5条は、契約の指定について定めたもので、同一日に第4条第1号に定める一般運送契約と、同条第2号の個別契約が締結されている場合は、候補者の指定するいずれかの契約のみが締結されているものとみなすものでございます。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担について定めたもので、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができることを定めたものです。選挙運動用ビラの作成においても、第2条ただし書を準用して、供託物が没収されない場合に限るも

のと定めるものです。

第7条は、契約締結の届出について定めたもので、選挙運動用ビラの作成の公費負担の適用を受けようとする候補者は、作成する事業者と有償契約を締結すること、また、その旨を委員会に届け出ることを定めるものです。

第8条は、公費負担額及び支払手続について定めたもので、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価上限を7円51銭として、法定枚数を乗じた金額を、作成した事業者からの請求に基づいて支払うものです。なお、本条の作成上限単価は、公職選挙法施行令第109条の8の規定に基づいております。また、選挙運動用ビラの法定枚数は、公職選挙法第142条第1項第7号の規定によりまして、町長選挙で5,000枚、議会議員選挙で1,600枚となっております。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について定めたもので、第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができることを定めたものです。選挙運動用ポスターの作成においても、第2条ただし書を準用して、供託物が没収されない場合に限るものと定めるものです。

第10条は、契約締結の届出について定めたもので、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の適用を受けようとする候補者は、作成する事業者と有償契約を締結すること、また、その旨を委員会に届け出ることを定めるものです。

第11条は、公費負担額及び支払手続について定めたもので、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価の上限を、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、31万5,000円を加えた金額をポスター掲示場の数で除した金額、これを選挙運動用ポスター1枚当たり上限額として、これにポスター掲示場の数を乗じた金額を、作成した事業者からの請求に基づいて支払うものです。なお、本条の作成上限単価は、公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に基づいております。

第12条は、委員会への委任規定です。

附則は、条例の施行期日を定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、川侯義雅議員。

○3番（川侯義雅君） 立候補をした者は、供託金を納めるということになると思うんですが、

これは公職選挙法に書いてある、改正案に書いてある町長の50万、それから町議員に立候補する場合は15万ということなのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） そのとおりでございます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 議員に立候補する場合に、15万というのはそんなに安いお金ではないというふうに思うんですね。それと、法定得票に達しない場合には、その供託金とそれから実際にかかったもの、ポスターとか自動車とか、ビラとか、そういうものも全て自己負担ということになると思うんですが、それで間違いないでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） まず、没収点でございますけれども、先日、全員協議会でちょっと説明させていただきましたけれども、有効投票数の定数、議員選挙であれば13名、13名で割ったうちのさらにその10分の1、この得票数に満たない場合は、没収点ということで没収される。その場合には、おっしゃるとおり、こちらの公費負担はされないということになります。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 15万とか、法定得票に達しない場合に没収とか、そういうものは町独自で変えることはできないのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 町独自ではなくて、公職選挙法に基づいて執行される選挙ですので、公職選挙法に基づいて条例も制定しております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、議案第2号 那珂川町選挙公報発行条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町選挙公報発行条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の制定は、那珂川町の議会の議員及び長の選挙において選挙公報を発行するため、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、新たに条例を制定するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 補足説明いたします。

議案書をご覧ください。

第1条は、趣旨で、公職選挙法に基づき、那珂川町議会の議員及び長の選挙において発行する選挙公報に関して必要な事項を定めるものです。

第2条は、発行についてで、選挙公報の掲載事項及び選挙ごとに1回発行することを定めるものです。

第3条は、掲載文の申請についてで、掲載を受けようとするときは、掲載文及び写真を選挙の告示のあった日に、選挙管理委員会に申請することを定めるものです。

第4条は、発行の手続で、公報への掲載文は原文のまま掲載しなければならないこと、また、掲載の申請が2人以上あった場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定めることを定めるものです。

第5条は、選挙公報の配布で、公職選挙法第170条に基づき、各世帯に選挙期日の前日までに配布することや、新聞折り込みやその他の方法で、選挙公報を入手できるよう努めることを定めるものです。

第6条は、選挙公報の発行を中止する場合を定めたものです。

第7条は、選挙管理委員会への委任規定です。

附則は、条例の施行期日を定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町選挙公報発行条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、議案第3号 那珂川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法の改正により、首長、委員会の委員並びに職員等の職務行為における損害賠償について、その限度額を定め、これを超える部分について免責をする条例を制定するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

第1条は、条例の趣旨についてであります。地方自治法の改正により、同法第243条の2第1項の規定に基づき、町長等の町に対する損害賠償責任の一部を免責する事項を定めることを趣旨としています。

第2条は、損害賠償責任の一部免責についてであります。町長等の町に対する損害賠償について、その職務を善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を負う額から、町長等の区分に応じ、基準給与年額に定められた数を乗じて得た額を限度額とし、それを越えた部分の額を免除することを定めたものであります。町長等の区分に応じ、基準給与年額に乗じる係数については、地方自治法施行令第173条の規定に基づき、町長が6、副町長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員、または監査委員が4、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、地方公営企業の管理者が2、前2号に掲げる職員を除く町の職員が1と定めるものであります。

附則については、施行期日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

本案については、地方自治法の規定により議会から監査委員に対し意見を求めており、監

査委員からは本案に対しての意見はなかったことを申し添えます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） この第2条ですけれども、2行目に「善意でかつ重大な過失がないとき」という文言があります。善意でなく、重大な過失があった場合には、負う金額は全てということになって、善意でかつ重大な過失がないときは、町長だったら収入の6倍までということ、それ以上は払わなくてもいいということなんです、善意でかつ重大な過失があるかないかというの、それは誰が、あるいはどこが判断するのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） お答えします。

善意でかつ重大な過失、これをどこが認めるかということでございますけれども、これは訴訟等が起こされて、裁判の結果等に基づくものと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） ということは、裁判官の判断によるということですね。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 裁判所の結果によるものと考えております。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、議案第4号 那珂川町監査委員に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町監査委員に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部改正により条項が追加されたため、監査委員に関する条例において所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 補足説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、第243条の2として、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定が追加されました。この追加により、改正前の第243条の2、職員の賠償責任に関する規定が、第243条の2の2として繰り下がりました。

この改正によりまして、那珂川町監査委員に関する条例第2条において、第243条の2を、第243条の2の2に引用条項の整理を行うものであります。

附則については、施行期日を公布の日からと定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町監査委員に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第5、議案第5号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年度より各学校に学校運営協議会を設置することに伴い、学校運営協議会委員の報酬及び費用弁償を新たに追加するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきます学校運営協議

会を、令和3年度より順次、各小・中学校に設置するに当たり、新たに学校運営協議会委員の報酬及び費用弁償を追加するものであります。

改正の詳細につきましては、学校運営協議会委員の報酬を、年額1万5,000円、旅費の額を那珂川町職員の旅費に関する条例に規定する職員の旅費相当額とするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、大金 清議員。

○2番（大金 清君） この委員会は、年に何回ぐらい開かれるのか、参考までにお願ひします。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 年に何回かというご質問にお答えします。

年3回を想定されております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 学校評議員が集まって会議をすると、どんな内容を話し合っているのか、分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 学校運営協議会の協議内容ということについては、協議会の主な役割は3つ挙げられます。1つ目が、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、2つ目が、学校運営について意見を述べるができること、3つ目が、教職員の任用に関して規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができるというものでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） すみません、人数については前に示されていると思うんですけども、人数は何人でしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 10名以内ということで、今のところ人数については、来年度は馬頭東小学校で始まる予定でございますが、まだ人数は決まっておりませんが、10名以内ということになっております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） その人数については、学校長の裁量に任させているのでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 学校長が推薦した者を、教育委員会が承認ということになります。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第6、議案第6号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第6号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 補足説明を申し上げます。

参考資料をご覧ください。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、こちらの改正施行に伴い、関係条例に所要の改正をするものであります。

法改正の内容ですが、民間や世代間の給与格差の適正化を図ることを目的に、給与の総合的見直しとして、平成27年4月1日から、50歳代の給与水準を抑制するため、俸給表の見直しが行われました。その俸給等の見直しに伴う給与の激変緩和の措置として現給保障が実施され、この現給保障が廃止される際に、55歳を超え、行政職給料表6級の適用を受ける職員の俸給等の1.5%減額措置も併せて廃止されることとされました。

また、55歳を超える職員の昇給について、50歳代後半の給与水準を抑制するため、標準の勤務成績では昇給しないこととされたものであります。

改正する条例は、那珂川町職員の給与に関する条例、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、那珂川町職員の育児休業等に関する条例、那珂川町職員の修学部分休業に関する条例、那珂川町職員の高齢者部分休業に関する条例の5条例でございます。

改正内容について説明いたします。

第1条は、那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正についてで、第4条第5項は、55歳を超える職員の除外規定を追加するもの。

第4条第6項は、55歳を超える職員を昇給させる場合の要件について、規則に委任する規定に改正するもの。

附則第9項から第14項は、55歳を超え、行政職給料表6級の適用を受ける職員の俸給等

1. 5%減額に関する規定の廃止により削除するものです。

第2条は、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてで、附則第4項は、55歳を超え、行政職給料表6級の適用を受ける職員の俸給等1.5%減額に関する規定の廃止により削除するものです。

第3条は、那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてで、附則第3項から第6項は、55歳を超え、行政職給料表6級の適用を受ける職員の俸給等1.5%減額に関する規定の廃止により削除するもの。

第4条は、那珂川町職員の修学部分休業等に関する条例の一部改正についてで、附則第3項は、55歳を超え、行政職給料表6級の適用を受ける職員の俸給等1.5%減額に関する規定の廃止により削除するもの。

第5条は、那珂川町職員の高齢者部分休業等に関する条例の一部改正についてで、附則第3項は、55歳を超え、行政職給料表6級の適用を受ける職員の俸給等1.5%減額に関する規定の廃止により削除するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 最初の提案が、2ページですね、ページを振っていないのかな、議案第6号と書いてあるその右側のページです。

6、55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものというふうになっていますけれども、勤務時間が特に良好であるのか、そうではないのか、誰がそれを認定するのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） この第6項の適用によりましては、通常、いわゆる人事評価といったものでこちらは判断していくということになってございます。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） この条例に反対します。

一つは、50歳を過ぎた者に対して、賃金を抑制するためにこういう措置がされるということなんですが、50歳を過ぎてもまだまだ子育ては終わっていないし、それから介護の新しい問題も出てくると、そういうような方が多いと思います。一方で、60歳を過ぎてもまだまだ働ける者は働けというような、そういう方針も出されています。50歳を過ぎたらもう昇給はなるべくさせないようにというのは、これはもう、やり方が私は間違っているというふうに思います。

もう一つは、先ほどもちょっと質問しましたがけれども、勤務成績が特に良好な者については、特別に昇給を認めるということなんですが、これは恣意的に行われる可能性が否定できないということで、こういう表現というか、こういう評価による昇給には反対です。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第7、議案第7号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が2月3日に公布され、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが変更されたことに伴い、那珂川町国民健康保険条例について所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（藤浪京子君） 補足説明を申し上げます。

改正の理由ですが、今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の感染症法等における法的な位置づけが変更されたことに伴い、傷病手当金の対象となる新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものです。

改正内容ですが、第9条の2第1項中、「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」から、「（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改めるものです。

施行日につきましては、公布の日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第8、議案第8号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年1月29日に公布された国民健康保険法施行令の一部を改正する政令や、本年2月3日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律などにより、課税限度額を引き上げる改正など、那珂川町国民健康保険税条例について、4項目について所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（藤浪京子君） 補足説明を申し上げます。

参考資料によりご説明いたしますので、ご覧いただきたいと思います。

1の改正理由ですが、今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令などにより改正するものです。

2の改正内容ですが、今回の改正は4点ございます。

①として、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により、課税限度額を引き上げるものです。

第2条第2項は、基礎課税額、医療分の課税限度額を61万円から63万円へ、同条第4項は、介護納付金課税額を16万円から17万円へ引き上げるものです。

第26条第1項本文は、第2条第2項及び第4項の改正と同様の改正となります。

②として、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、国民健康保険税の軽減判定所得基準を引き上げるものです。

第26条第1項第1号は、7割軽減判定所得基準の引上げで、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加える改正となります。

第2号は、5割軽減判定所得基準の引上げで、第1号と同様の改正となります。

第3号は、2割軽減判定所得基準の引上げで、第1号と同様の改正となります。

附則第4項は、軽減判定所得基準の見直しにより規定の整備をするものです。

③として、租税特別措置法の一部が改正され、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除が創設されたことに伴い、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、附則第6項は、引用条項の追加をするものです。

第7項は、第6項と同様の改正となります。

④についてですが、先ほど国民健康保険条例の一部改正についてで説明いたしました内容と同様の改正となります。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により、附則第17項は、新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的な位置づけが変更されたことに伴い、定義を改正するものです。

施行日につきましては、令和3年4月1日とするものです。ただし、附則第17項の改正は公布の日からとなります。なお、改正後の規定は令和3年度以降について適用し、令和2年度分までの保険税については、従前の例によるものとします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決すること
に異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第9、議案第9号 那珂川町介護保険条例の一部改正についてを
議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町介護保険条例の一部改
正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行規則等の改正及び那珂川町介護保険事業計画の見直しによ
り、令和3年度から令和5年度までの介護保険料額等を変更するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜ります
ようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 補足説明いたします。

参考資料1をご覧ください。

改正内容についてですが、第2条第1項は、保険料率を定める期間について「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」へ改めるものです。

同項第1号は、文言の整理及び所得段階第1段階に該当する方の介護保険料を3万4,050円から3万4,200円へ変更するもの、同項第2号は、所得段階第2段階に該当する方の介護保険料を4万7,670万円から5万1,300円へ変更するもの、同項第3号は、所得段階第3段階に該当する方の介護保険料を5万1,075円から5万1,300円へ変更するもの、同項第4号は、所得段階第4段階に該当する方の介護保険料を6万1,290円から6万1,560円へ変更するもの、同項第5号は、所得段階第5段階に該当する方の介護保険料を6万8,100円から6万8,400円へ変更するものです。

同項第6号は、所得段階第6段階に該当する方の介護保険料を8万5,125円から8万5,500円へ変更するもので、同項第6号アは、租税特別措置法の改正により控除する特別控除に租税特別措置法第35条の3第1項を加えるもの及び介護保険法施行規則の改正に伴い、保険料設定における第6段階と第7段階の境目となる基準所得金額を125万円から120万円に変更するものです。

同項第7号は、所得段階第7段階に該当する方の介護保険料を9万1,935円から9万2,340円へ変更するもので、同項第7号アは、第7段階の基準所得金額を「125万円以上200万円未満」から「120万円以上210万円未満」に変更するものです。

同項第8号は、所得段階第8段階に該当する方の介護保険料を10万8,960円から10万9,440円へ変更するもので、同項第8号アは、第8段階の基準所得金額を「200万円以上300万円未満」から「210万円以上320万円未満」に変更するものです。

同項第9号は、所得段階第9段階に該当する方の介護保険料を11万5,770円から11万6,280円へ変更するもので、同項第9号アは、第9段階の基準所得金額を「300万円以上500万円未満」から「320万円以上500万円未満」に変更するものです。

同項第10号は、所得段階第10段階に該当する方の介護保険料を12万9,390円から12万9,960円へ変更するもので、同条第2項は、所得段階第1段階に該当する方の低所得者に対する介護保険料の軽減措置後の介護保険料を2万430円から2万520円へ変更するものです。

同条第3項は、所得段階第2段階に該当する方の軽減措置後の介護保険料を3万4,050円から3万4,200円へ変更するものです。

同条第4項は、所得段階第3段階に該当する方の軽減措置後の介護保険料を4万7,670円から4万7,880円へ変更するものです。

第4条第3項は、該当者が重複する記述を修正するものです。

第10条第1項は、文言を整理したものです。

附則第9項は、租税特別措置法の一部改正に伴い、延滞金に係る用語である「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたことから、用語の改正を行うものです。

附則は、施行期日を公布の日からとするもので、第2条の規定の適用は、令和3年4月1日からとするものです。

経過措置は、令和3年度以降の保険料について適用し、令和2年度以前の保険料については、従前の例によるとするものです。

なお、参考資料2として所得段階別の保険料（第8期・令和3年度～令和5年度）を添付しましたのでご覧ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 介護保険料が僅かな値上げということにはなると思うんですけども、収入の少ない人からもやっぱり値上げをするということで、これはコロナの感染症がはやっている中で、いろんな方の生活が困窮しているということが言われている中での値上げですので、これはやっぱり避けるべきだと、私は、介護はどんどん今受けられない、制限されて受けられないという状況が広がっている中で、保険料だけが上がっていくという、そういうことは、私は国民的に許されないことだというふうに思います。僅かであっても、値上げをするということには反対です。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時20分

○議長（鈴木 繁君） 再開いたします。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第10、議案第10号 那珂川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部が改正されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜ります

ようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 補足説明いたします。

参考資料をご覧ください。

改正内容ですが、第6条第2項は、居宅介護支援事業所の管理者を、主任介護支援専門員とすることができないことについて、やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる例外的な取扱いを加えるものです。

附則の第2項は、令和3年3月31日までとしていた第6条第1項の管理者に係る経過措置の期間を、令和9年3月31日まで延長するものです。

第3項は、令和3年4月1日以降における附則第2項の読替えを定めるものです。

附則は、施行期日を令和3年4月1日からとするものです。

ただし、改正附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第11、議案第11号 那珂川町立美術館条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第11号 那珂川町立美術館条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

馬頭広重美術館は、新国立競技場を設計した建築家、隈 研吾氏の代表作の一つということもあり、東京オリンピックの開催に伴い、近年、美術館施設の撮影や施設使用の希望が増えております。

今回の改正は、美術館の施設や資料の撮影を学術研究に限らず、多様な目的で行えるようにしたものです。また、使用対象とする場所を増やし、より広く美術館を活用していただくためのものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料をご覧ください。

1の改正理由については、1つ目として、馬頭広重美術館では、これまで撮影の許可対象を学術研究のための美術資料に限定しておりましたが、近年では商用目的の申請も増えており、また、その内容も資料の撮影、熟覧、美術館・施設の撮影に加え、画像の利用等も増えていることから、現状に合わせて撮影の目的及び内容を改正し、その内容に合わせて撮影料金を設定するものです。

2つ目として、改正前条例では、町民及び町外者の美術館施設の使用場所を、視聴覚研修室に限っていましたが、これに広重街道、オープンギャラリー、その他の施設を加え、美術館施設をより利用しやすくするものです。また、その使用の内容に合わせて使用料を設定するものです。

2の改正する条例名は、那珂川町立美術館条例です。

3の改正内容等について、第8条の改正は、学術研究、美術の文言を削除し、撮影の内容に画像の利用を追加するもの。第9条の改正は、改正前条例に使用場所として定めていた視聴覚研修室に、広重街道、オープンギャラリー、その他の施設を追加するものです。

別表第2の改正は、第8条の改正に伴い料金を設定するものです。学術目的の場合の資料撮影等の料金は1回1回につき1,000円に、施設の撮影は1日につき2万5,000円と定めていたものを、今回の改正で、1時間当たりの料金を時間帯によって、6,250円、8,000円、1万円に定め、その4時間分を基本料金とするもので、1回の使用の最低料金は2万5,000円となります。

別表第3の改正は、第9条の改正に伴い、使用場所の使用料を設定するものです。これまで、視聴覚研修室の使用料は1日2,000円としていましたが、今回の改正では、視聴覚研修室、オープンギャラリー、広重街道の使用料を、それぞれ8時間ごとに2,000円とするものです。また、商用目的の使用も、施設使用料に2を乗じた額とし、商用目的の使用にも対応できるようにするものです。

4の施行日は、令和3年4月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美君） 美術館の使用料の改正ということで、使用料の金額の設定に当たっては、何を基準に参考にされたか伺います。

それと、第9条の施設使用料の中の、施設の使用を許可する場所なんですけれども、広重街道、オープンギャラリー、その他の施設の、その他の施設という中にはこういった部分があるのかお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 益子議員の質問にお答えいたします。

施設の撮影の料金につきましては、近隣の美術館等に施設撮影等の料金設定をしている美術館がありませんので、こちらのほうはあくまでも現時点での2万5,000円という金額を基に、逆算するような形で単価を設定させていただいております。

それと、9条のその他施設ですが、今のところ想定されているのは休憩室があります。そちらのほうの使用をその他施設ということで、今のところは考えているような状況です。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

○7番（益子明美君） その他施設の中で、広重街道に属さない砂利が敷いてある場所というのは、使用許可はしないのでしょうか。それだけ1点だけお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 砂利の部分については、その使用の目的、内容によって協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

○7番（益子明美君） そうしますと、その規定というのは、内規によって示すということでもよろしいでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） その内容については、内規的に取扱いの手引書みたいなものを作成して行いたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 那珂川町立美術館条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第12、議案第12号 那珂川町農業構造改善センター条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第12号 那珂川町農業構造改善センター条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町農業構造改善センターは、農業情報交換等を通して相互の連帯感を醸成し、農業技術の改善、生活改善等により農業経営及び農村住民の福祉の向上に資するため設置されておりましたが、JAなす南小川集会センターが設置されたことに伴い、那珂川町農業構造改善センターの設置目的及び機能が果たされるため、那珂川町農業構造改善センターを廃止し、これに伴い那珂川町農業構造改善センター条例を廃止するものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 那珂川町農業構造改善センター条例の廃止については、原案のとおり決する

ことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号～議案第16号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第13、議案第13号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算（第7号）の議決について、日程第14、議案第14号 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決について、日程第15、議案第15号 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第16、議案第16号 令和2年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、以上4議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第13号から議案第16号、令和2年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び国・県等の補助事業の追加認定になったもののほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したもの、年度末を迎え、各種の事務事業費が確定、または見込みがついたものなどを計上するものであります。

また、本年度予算化した事業は、おおむね完了する予定であります。今回補正する事業のほか、一部年度内に完了とならない事業がありますので、繰越明許費として、令和3年度に繰り越すことといたしました。

歳入の主なものを申し上げますと、町税は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の減税措置により環境性能割を減額するとともに、温泉浴場の入湯客減少による入湯税の減少により、1,100万円を減額するものであります。

地方交付税は、普通交付税の確定によるもので、4億3,905万2,000円を増額するものがあります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や学校施設環境改善交付金の増額のほか、地方道路交付金事業や児童手当給付事業など、各種事務事業の確定等により、1億8,005万9,000円を増額するものであります。

県支出金は、農村地域防災減債事業費や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額のほか、子ども・子育て支援交付金や栃木県民間住宅耐震改修助成事業費など、各種事務事業の確定等により、967万円を増額するものであります。

繰入金は、今年度の歳入について精査し、財政調整基金及び減債基金などからの繰入金を減額するほか、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の事務費精算確定に伴う繰入金を増額するなど、5億6,962万1,000円を減額するものであります。

町債は、中学校整備事業債や減収補填債を増額したほか、各事業の執行状況、国・県補助金の確定状況により、1億4,710万円を増額することとしました。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は教育費で、国補助事業の追加認定になった馬頭中学校施設整備費、小川中学校施設整備費の増額によるもので、2億5,468万8,000円を計上しました。

第2は総務費で、後年度の各種地域振興事業の財源とするため、地域振興基金費を増額するほか、財政調整基金費や公共交通確保対策事業費の増額など、7,857万5,000円を計上しました。

第3は農林水産業費で、県補助事業の追加認定になった農業用ため池機能保全計画策定事業を増額するほか、森林環境整備事業費の増額により、4,823万2,000円を計上しました。その結果、一般会計の補正額は3億3,000万円の増額となり、補正後の予算総額は108億3,800万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、保険給付費のほか、保健事業費、財政調整基金積立金などを増額するもので、その財源は、県支出金、繰越金を増額し、国民健康保険税を減額することといたしました。その結果、補正額は5,300万円の増額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は22億300万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金、一般会計繰出金を増額するほか、後期高齢者健診事業費を減額するもので、その財源は、後期高齢者医療保険料、繰越金等を増額し、一般会計繰入金を減額することといたしま

した。その結果、補正額は200万円の増額となり、補正後の予算総額は2億2,200万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、保険給付費、介護給付費準備基金積立金等を増額するほか、総務費、地域支援事業費を減額するもので、その財源は、介護保険料、支払基金交付金、国・県支出金、繰越金などを増額することといたしました。その結果、補正額は1億900万円の増額となり、補正後の予算総額は20億5,700万円となりました。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 説明の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費であります。国の補正予算措置による事業の前倒しや、コロナ禍の影響により本年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費として計上するものであります。

5款農林水産業費、1項農業費、スマート農業推進事業は900万円、農業用ため池機能保全計画策定業務は3,300万円。

6款商工費、1項商工費、栃木県営業時間短縮協力金事業は828万円、那珂川町プレミアム商品券発行事業は4,000万円、那珂川町観光宿泊クーポン券発行事業は1,315万5,000円。

7款土木費、1項土木管理費、住宅・建築物耐震改修等事業は180万円。

2項道路橋りょう費、地方道路交付金事業は、町道76号線及び上郷須賀川線の道路改良事業で6,588万2,000円、町道改良舗装事業は、一渡戸大鳥線の道路改良工事で3,064万円。

9款教育費、2項小学校費、馬頭小学校学校保健特別対策事業は、感染症対策物品等購入費で120万円、同じく、馬頭東小学校学校保健特別対策事業は80万円、同じく、小川小学校学校保健特別対策事業は80万円、G I G Aスクール構想の整備事業は380万円。

3項中学校費、馬頭中学校学校保健特別対策事業は、感染症対策物品等購入費で80万円、同じく、小川中学校学校保健特別対策事業は80万円、G I G Aスクール構想の整備事業は220万円、馬頭中学校施設整備事業は、校舎改修工事で1億400万円、小川中学校施設整備事業は、校舎改修工事で1億2,400万円。

4項社会教育費、美術館空調設備整備事業は4,420万円。

5項保健体育費、体育施設整備事業は、町民プールの解体工事2,341万5,000円で、本年度内の支出が見込めないため、令和3年度に事業を繰り越すものであります。

続きまして、7ページをご覧ください。

第3表、債務負担行為補正であります。1、変更につきましては、中小企業振興資金利子補給事業者の確定に伴い、新型コロナウイルス緊急対策資金利子補給金の限度額500万円から415万4,000円減額して、限度額を84万6,000円にするものであります。

続きまして、8ページをご覧ください。

第4表、地方債補正であります。1、追加につきましては、減収補填債で、地方消費税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金のコロナ禍による減収分を起債するものであります。

2、変更につきましては、事業が概ね確定したことにより増減するもので、道路整備事業は、地方道路交付金事業及び町道改良舗装事業費の確定により、限度額1億5,800万円から1,800万円減額して、限度額を1億4,000万円にするものであります。消防施設整備事業は、消防ポンプ車購入費及び車庫新築工事費の確定により、限度額3,000万円から200万円減額して、限度額を2,800万円にするものであります。小学校整備事業は、校内ネットワーク工事費の確定により、限度額1,500万円から400万円減額して、限度額を1,100万円にするものであります。中学校整備事業は、馬頭中学校と小川中学校の施設整備事業が増額になることにより、限度額1,000万円に1億4,200万円を追加して、限度額を1億5,200万円にするものであります。社会体育施設整備事業は、町民プール解体費の確定により、1,000万円減額して、限度額を3,000万円にするものであります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

12ページをご覧ください。

1 款町税、3 項 1 目環境性能割の補正額は400万円の減で、緊急経済対策の税制措置により、税率が1%軽減されたことによるものであります。5 項 1 目入湯税の補正額は700万円の減で、コロナ禍により温泉浴場の利用客が減少したことによるものであります。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税の補正額は300万円の減で、コロナ禍により揮発油の消費が減少したことによるものであります。4 項 1 目森林環境譲与税の補正額は1,274万9,000円の増で、今年度の譲与額の確定によるものであります。

3 款利子割交付金、1 項 1 目利子割交付金の補正額は100万円の減で、今年度の決算見込みによる減額であります。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金の補正額は700万円の減で、コロナ禍によりゴルフ場の利用客が減少したことによるものであります。

13ページに入ります。

10款地方交付税、1 項 1 目地方交付税の補正額は4 億3,905万2,000円の増で、地域社会再生事業費の創設や社会福祉費など基準財政需要額の増により、普通交付税の交付額が確定したことによるものであります。

12款分担金及び負担金、2 項 1 目民生費負担金の補正額は461万円の減で、認定こども園保護者負担金190万円の減及び給食費171万円の減は、感染症拡大の影響で休園していたため。放課後児童クラブ利用者100万円の減は、利用日数による減免分を減額するものであります。

13款使用料及び手数料、1 項 6 目教育使用料の補正額は500万円の減で、美術館観覧料は、感染症拡大の影響による来館客の減少によるものであります。

14款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金の補正額は1,058万9000円の減で、保険基盤安定費22万円の減及び低所得者保険料軽減事業費10万3,000円の減は、事業費の確定によるもの。児童手当給付費1,090万5,000円の減及び子どものための教育・保育給付費63万9,000円は、事業費の確定によるものであります。

2 項 1 目総務費国庫補助金の補正額は1 億5,492万1,000円の増で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1 億4,892万1,000円は、3 次交付額等の確定によるもの。個人番号カード交付補助金600万円は、交付事務の委託等の支払いに係るものであります。2 目民生費国庫補助金の補正額は724万8,000円の減で、放課後等デイサービス支援事業費48万7,000円は追加交付によるもの。障害者支援事業費30万8,000円はシステム改修に係るもの。子ども・子育て支援交付金748万9,000円の減は、子育て支援センターひばりの休園

に伴うものであります。

14ページに入ります。

子育て世帯臨時特別給付金事業費55万4,000円の減は、事業費の確定によるものであります。4目土木費国庫補助金の補正額は2,180万2,000円の減で、地方道路交付金事業1,888万1,000円の減及び地域住宅交付金事業費280万円の減、住宅・建築物耐震改修等事業費12万1,000円の減は、事業費の確定によるものであります。5目教育費国庫補助金の補正額は6,477万7,000円の増で、小学校費補助金の家庭オンライン学習環境整備費39万6,000円の減は、事業費の見直しによるもの。中学校費補助金の学校施設環境改善交付金6,342万7,000円は、馬頭中学校及び小川中学校の校舎改修に係るもの。家庭オンライン学習環境整備費20万4,000円の減は、事業の見直しによるもの。国宝重要文化財等整備費25万円の減は、事業費の確定によるもの。学校保健特別対策事業費220万円の増は、各小・中学校が購入する感染症対策用品等に係るものであります。

15款1項1目民生費県負担金の補正額は304万3,000円の減で、保険基盤安定費163万6,000円の減及び低所得者保険料軽減事業費5万2,000円の減、児童手当給付費135万5,000円の減は、事業費の確定によるものであります。

2項1目総務費県補助金の補正額は107万8,000円の増で、生活バス路線運行費120万7,000円は、コミュニティバス運行事業及びデマンド交通運行事業に係るもの。わがまち未来総合事業交付金12万9,000円の減は、R293アートツアーの中止に伴うものであります。

2目民生費県補助金の補正額は468万円の減で、子ども・子育て支援事業費598万9,000円の減は、子育て支援センターひばりの休園に伴うものであります。

15ページに入ります。

子ども・子育て支援事業費77万円の減及び施設型給付費等事業費67万9,000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金140万円は、事業費確定によるものであります。4目農林水産業費県補助金の補正額は1,837万5,000円の増で、農業委員会活動費166万4,000円の減及び中山間地域等直接支払交付事業費30万円の減は、事業費の確定によるもの。多面的機能支払交付事業費18万9,000円は、追加交付によるもの。農村地域防災減債事業費2,015万円は、ため池機能保全計画策定事業などに係るものであります。6目土木費県補助金の補正額は206万円の減で、栃木県民間住宅耐震改修助成事業費200万円の減及び栃木県民間住宅耐震診断助成事業費6万円の減は、事業費の確定によるものであります。

17款1項2目総務費寄附金の補正額は4,300万円の増で、2,080件のふるさと納税寄附金

であります。3目民生費寄附金の補正額は5万円の増で、こども園への寄附金であります。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は5億1,371万6,000円の減で、歳入状況を精査し、減額するものであります。2目減債基金繰入金の補正額は5,000万円の減で、歳入状況を精査し、減額するものであります。3目地域振興基金繰入金の補正額は2,000万円の減で、事務事業を精査し、減額するものであります。5目奨学基金繰入金の補正額は172万8,000円の減で、貸付金及び給付金の確定により減額するものであります。

16ページに入ります。

2項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は375万1,000円の増で、令和元年度事業精算確定による一般会計への返納金であります。2目介護保険特別会計繰入金の補正額は1,207万2,000円の増で、令和元年度事業精算確定による一般会計への返納金であります。

19款1項1目繰越金の補正額は7,267万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、4項1目民生費受託事業収入の補正額は390万円の増で、認定こども園受託事業収入であります。

5項4目雑入の補正額は897万6,000円の増で、コミュニティバス馬頭烏山線運行事業費68万8,000円は事業費の確定によるもの。多面的機能支払交付金過年度返還金271万8,000円は、団体の過年度事業精算による返還金。栃木県市町村振興協会市町村交付金489万9,000円は交付額の確定によるもの。ゴルフ場利用税特例交付金67万1,000円は、県で配分する原子力発電所の事故による減税分であります。

21款1項2目土木債の補正額は1,800万円の減で、地方道路交付金事業及び町道改良舗装事業の確定によるものであります。3目消防債の補正額は200万円の減で、消防ポンプ車購入費及び車庫新築工事など、消防施設整備事業の確定によるものであります。

17ページに入ります。

5目教育債の補正額は1億2,800万円の増で、小学校債400万円の減は、G I G Aスクール整備事業費の確定によるもの。中学校債1億4,200万円の増は、馬頭・小川中学校施設整備事業を追加するもの。社会教育債1,000万円の減は、町民プール解体費の確定によるものであります。6目減収補填債の補正額は3,910万円の増で、地方消費税交付金及び市町村たばこ税交付金、ゴルフ場利用税交付金の減収分を起債するものであります。

22款1項1目法人事業税交付金の補正額は1,400万円の増で、今年度から交付される法人税の国配当分であります。

18ページ、歳出に入ります。

1 款議会費、1 項 1 目議会費の補正額は72万6,000円の減で、議会活動費は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、行政視察や研修などの中止による旅費及び負担金を減額するものであります。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は496万3,000円の増で、職員人件費630万円は、退職手当特別負担金を増額するもの。総務管理費133万7,000円の減は、感染症拡大の影響により、会議や出張、研修などの中止による旅費を減額するほか、友好都市交流事業の中止に伴う補助金を減額するものであります。4 目財産管理費の補正額は200万円の増で、次亜塩素酸水生成器などの備品購入を中止し、消毒用アルコールなどの衛生用品を購入するための消耗品費を増額するほか、庁舎内配置替えに伴う工事費を計上するものであります。6 目公共交通確保対策事業費の補正額は1,260万9,000円の増で、生活バス路線運行維持費及びコミュニティバス運行費の補助金を増額するものであります。

2 項 1 目企画総務費の補正額は107万1,000円の減で、企画管理費81万3,000円の減は、八溝山周辺地域定住自立圏事業の中止により負担金を減額するもの。産学官連携事業費25万8,000円の減は、R293アートツアーの中止に伴う負担金を減額するものであります。

19ページに入ります。

2 目まちづくり費の補正額は457万4,000円の増で、ふるさと納税の返礼品などの報償品費及びシステム利用料などの手数料、寄附目的による小砂環境芸術展への交付金のほか、元気フェスタ事業の確定により委託料を減額するものであります。4 目財政調整基金等費の補正額は4,950万円の増で、財政調整基金費2,300万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった事業の未執行相当分を積み立てるもの。地域振興基金費2,650万円は、ふるさと納税による寄附金等を積み立てるものであります。

4 項 1 目戸籍住民基本台帳費の補正額600万円は、個人番号カード交付事務に係る地方公共団体情報システム機構への交付金を増額するものであります。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費の補正額は669万3,000円の減で、福祉基金費1,320万円は、ふるさと納税による寄附金等を積み立てるもの。福祉諸費45万円の減は、合同追悼式の中止による補助金を減額するもの。後期高齢者医療費1,704万3,000円の減は、医療費給付費負担金及び後期高齢者医療特別会計操出金の確定によるもの。結婚促進事業費240万円の減は、婚活イベントの中止に伴い補助金を減額するものであります。2 目障害者福祉費の補正額は61万6,000円の増で、システム改修に係る委託料であります。3 目老人福祉費の補正額は376万3,000円の増で、敬老会費97万3,000円の減は、式典の中止により補助金を減

額するもの。介護保険特別会計操出金473万6,000円は、介護給付費の繰出金を増額するものであります。

20ページに入ります。

5目国民年金事務費の補正額は36万円の増で、令和元年度事務事業の精算確定に伴う国庫返納金であります。

2項2目認定こども園費の補正額は3,525万7,000円の減で、わかあゆ認定こども園費5万円は、寄附金で備品を購入するための備品購入費。認定こども園諸費3,530万7,000円の減は、会計年度任用職員に係る報酬、期末手当、旅費を減額するものであります。3目児童措置費の補正額は1,567万6,000円の減で、児童手当支給事業費1,351万5,000円の減は、事業費の確定により扶助費を減額するもの。子育て支援センター運営事業費313万7,000円の減は、子育て支援センターひばりの休園等に伴う会計年度任用職員に係る報酬、期末手当、旅費のほか、報償費、消耗品費、役務費を減額するもの。児童措置諸費153万円の増は、施設型給付費の負担金を増額するほか、幼児無償化に伴う例規整備の事業費確定により委託料を減額するもの。子育て世帯臨時特別給付金事業費55万4,000円の減は、事業費確定により役務費、委託料、補助金を減額するものであります。

21ページに入ります。

4款衛生費、1項4目環境衛生費の補正額は30万円の減で、環境のまちづくり事業費は、先進地視察の中止によるものであります。

2項1目ごみ処理費の補正額は35万6,000円の減で、ごみ収集運搬業務費は、環境美化運動の中止に伴い、ごみ収集業務委託料を減額するものであります。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費の補正額は183万7,000円の減で、農業総務諸費は、会計年度任用職員に係る報酬、期末手当、旅費を減額するものであります。3目農業振興費の補正額は508万円の増で、多面的機能支払事業費229万3,000円は、団体の過年度事業の精算による県への償還金のほか、団体に追加交付する交付金。中山間地域等直接支払交付事業費56万3,000円の減は、事業内容の見直しにより委託料を減額するもの。農業振興諸費335万円は、農畜産物処理加工施設の移設に要する設計監理委託料、工事費を減額し、土地購入のための公有財産購入費を計上するほか、スマート農業推進事業の補助金を増額するものであります。

22ページに入ります。

5目農地費の補正額は2,365万円の増で、農地諸費は、国庫補助金の追加決定に伴い、農

業用ため池機能保全計画策定等の業務委託に係るものであります。

2項1目林業総務費の補正額は80万円の増で、林業総務諸費は、有害鳥獣捕獲強化事業補助金を増額するものであります。2目林業振興費の補正額は2,053万9,000円の増で、森林環境整備事業費は、翌年度以降の事業の財源とするため、森林環境整備基金に積み立てるものであります。

6款商工費、1項2目商工業振興費の補正額は2,787万2,000円の増で、商工業振興費3,577万2,000円は、那珂川町プレミアム商品券事業の補助金を増額するほか、商工業振興事業費補助金及び子供のための商品券事業費の確定に伴い補助金を減額するもの。中小企業振興資金事業費790万円の減は、中小企業振興資金利子補給事業者の確定に伴い、補助金を減額するものであります。3目観光費の補正額は245万円の減で、観光施設管理費330万円は、まほろばの湯源泉ポンプの購入のための備品購入費。観光諸費575万円の減は、感染症の影響により中止した池袋イベント事業や新たなツーリズム開発事業等に係る委託料を減額するほか、地域住民の協働によるまちづくり推進事業の補助金を減額するものであります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は644万円の減で、住宅・建築物耐震改修等事業費は、事業費の確定により補助金を減額するものであります。

23ページに入ります。

2項2目道路維持費の補正額は50万円の増で、町道維持補修費は、道普請事業に要するものであります。3目道路新設改良費の補正額は3,300万円の減で、地方道路交付金事業費1,300万円の減は、町道76号線及び上郷須賀川線などの交付金事業の確定により工事費を増額するほか、委託料や土地購入費、物件補償費を減額するもの。町道改良舗装事業費2,000万円の減は、一渡戸大鳥線などの事業費の確定により、委託料や工事費、土地購入費、物件移転補償費を減額するものであります。

3項1目砂防費の補正額は1,868万円の増で、急傾斜地崩壊対策事業の負担金を増額するものであります。

8款1項2目非常備消防費の補正額は85万8,000円の減で、感染症拡大の影響により中止になった研修会の旅費や、操法大会に係る食糧費や補助金を減額するものであります。

24ページに入ります。

3目消防施設費の補正額は153万円の減で、消防ポンプ車の購入費の確定により備品購入費を減額するものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は191万3,000円の減で、外国語指導助手設置費

162万5,000円の減は、事業費の確定により委託料を減額するもの。奨学金運営費28万8,000円の減は、貸付額の確定により貸付金を減額するほか、ふるさと納税の寄附金を積み立てる積立金であります。

2項1目小学校費の学校管理費の補正額は14万6,000円の減で、馬頭小学校費131万円は、感染症対策用品などの購入に要する消耗品や備品購入費のほか、校舎内天井の修繕に要する修繕費。馬頭東小学校費80万円及び小川小学校費80万円は、感染症対策用品などの購入に要する消耗品や備品購入費。学校管理諸費305万6,000円の減は、スクールバス増便に係る事業費の確定により自動車借上料を減額するほか、GIGAスクール整備事業の確定により、備品購入費を減額するものであります。2目教育振興費の補正額は59万2,000円の減で、感染症拡大の影響により、宿泊学習を中止したことによるバス借上料を減額するものであります。

3項1目中学校費の学校管理費の補正額は74万5,000円の増で、馬頭中学校費は、感染症対策用品などの購入に要する消耗品費や備品購入費であります。

25ページに入ります。

小川中学校費80万円は、感染症対策用品などの購入に要する消耗品や備品購入費。学校管理諸費85万5,000円の減は、修学旅行の延期等に伴うキャンセル料等の確定により補助金を減額するほか、GIGAスクール整備事業の確定により備品購入費を減額するものであります。3目学校施設整備費の補正額は2億2,800万円の増で、馬頭中学校施設整備費1億400万円及び小川中学校施設整備事業費1億2,400万円の増は、それぞれ校舎改修工事に要する設計監理委託料、工事費であります。

4項1目社会教育総務費の補正額は150万円の増で、教育文化基金費は、ふるさと納税による寄附金を積み立てるものであります。2目公民館費の補正額は99万5,000円の増で、小川公民館費は、修理を要する事務室空調設備などの工事費であります。4目文化費の補正額は113万5,000円の減で、文化振興費63万5,000円の減は、感染症拡大の影響により事業を中止した南那須地区音楽祭や町内団体への補助を減額するもの。文化財費50万円の減は、事業費の確定により旅費や印刷製本費を減額するものであります。5目美術館費の補正額は4,080万円の増で、美術館管理運営費4,280万円の増は、空調熱源設備更新事業に係る設計委託料や工事費のほか、企画展などでの借入れ作品が確定したことにより借上料を減額するもの。美術館開館20周年記念事業費200万円の減は、感染症拡大の影響により事業を中止したため、報償費や消耗品費、食糧費、印刷製本費、委託料を減額するものであります。

26ページに入ります。

6目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は44万2,000円の減で、感染症拡大の影響により中止した事業の報償費やバスの借上料を減額するものであります。

5項1目保健体育総務費の補正額は45万4,000円の減で、体育振興費は、感染症拡大の影響により中止した各種スポーツ大会に要する報償品費を減額するほか、研修会などの中止によりスポーツ推進委員や職員の旅費や、負担金を減額するものであります。2目保健体育施設費の補正額は1,553万円の減で、体育施設整備事業費は、町民プール解体工事の確定により設計監理等委託料及び工事費を減額するものであります。3目給食センター費の補正額は286万円の増で、学校給食センター管理運営費は、プレハブ冷蔵庫及び冷凍庫の修繕に要する修繕費であります。

27ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（藤浪京子君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税の補正額は136万2,000円の減で、介護納付金分現年課税分の減は、被保険者数及び世帯数の減が主な要因です。

5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金の補正額は、3,600万5,000円の増で、普通交付金の増は、療養給付費及び高額療養費の増を見込むものです。

8款繰越金、1項1目その他繰越金の補正額は1,835万7,000円の増で、前年度繰越金です。

9ページ、歳出に移ります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費の補正額は2,793万円の増で、療養給付費の増を見込むものです。

2項1目一般被保険者高額療養費の補正額は807万5,000円の増で、高額療養費の増を見込むものです。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費の補正額は100万円の増で、特定健診受診率向上事業分の確定により、増額を見込むものです。

6 款基金積立金、1 項 1 目財政調整基金積立金の補正額は1,599万5,000円の増で、国民健康保険事業費納付金等の財源に不足が生じた場合に、充当できるよう積立てをするものです。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は230万7,000円の増。2 目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は208万5,000円の減で、保険料の精査によるものです。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金の補正額は473万2,000円の減で、健診事業の実績等によるものです。2 目保険基盤安定繰入金の補正額は180万2,000円の減で、負担金の額の確定によるものです。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は704万1,000円の増で、前年度繰越金です。

5 款諸収入、3 項 3 目後期高齢者健診事業負担金の補正額は127万1,000円の増で、後期高齢者医療広域連合からの負担金の確定によるものです。

9 ページ、歳出に移ります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は226万円の増で、保険料の増及び保険基盤安定費の減によるものです。

3 款後期高齢者健診事業費、1 項 1 目後期高齢者健診事業費の補正額は401万1,000円の減で、受診者数の確定によるものです。

4 款諸支出金、2 項 1 目繰出金の補正額は375万1,000円の増で、前年度繰越金の一般会計への繰出金です。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書、8 ページをご覧ください。

事項別明細書により、歳入から説明いたします。

1 款介護保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料の補正額は2,280万6,000円の増で、第 1 号被保険者数の増及び所得段階の変更による増額です。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は1,000万円の増で、介護サービス給付費の増による負担分の増額です。

2項1目調整交付金の補正額は997万2,000円の減で、普通調整交付金交付割合が下がったことによる減額です。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は115万円の減で、介護予防・日常生活支援総合事業費の減による負担割合分の減額です。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は30万8,000円の増で、包括的支援事業・任意事業費の増による負担割合分の増額です。4目保険者機能強化推進交付金の補正額は62万6,000円の増で、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能を強化することを目的とする交付金で、保険者の評価点数に応じて交付されるものです。6目保険者努力支援交付金の補正額は279万1,000円の増で、介護予防・健康づくり等に資する取組を目的とする交付金が本年度新たに創設され、保険者の評価点数に応じて交付されるものです。7目災害臨時特例補助金の補正額は17万7,000円の増で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の介護保険料の減免に対し交付されるものです。

9ページに移ります。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金の補正額は2,204万3,000円の増で、介護サービス給付費の増による負担割合分の増額及び昨年度の実績による過年度交付分の増額です。2目地域支援事業交付金の補正額は124万2,000円の減で、地域支援事業費の減による負担割合分の減額です。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は950万円の増で、介護サービス給付費の増による負担割合分の増額です。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は57万5,000円の減で、介護予防・日常生活支援総合事業費の減による負担割合分の減額です。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は15万4,000円の増で、包括的支援事業・任意事業費の増による負担割合分の増額です。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金の補正額は4万5,000円の増で、介護給付費準備基金の利子分です。

10ページに移ります。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金の補正額は750万円の増で、介護サービス給付費の増による町負担分の増額です。2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は57万5,000円の減で、介護予防・日常生活支援総合事業費の減による町負担

分の減額です。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は15万4,000円の増で、包括的支援事業・任意事業費の増による町負担分の増額です。4目保険料軽減事業繰入金の補正額は20万5,000円の減で、軽減措置の対象者が減少したことに伴う減額です。5目その他の一般会計繰入金の補正額は213万8,000円の減で、1款総務費、3項介護認定審査会費の減に伴う一般会計からの繰入額の減です。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は4,875万3,000円の増で、前年度繰越金です。

11ページ、歳出に移ります。

1款総務費、3項1目介護認定審査会費の補正額は29万8,000円の減で、委員の介護認定審査会欠席等による委員報酬の減額です。2目認定調査費等の補正額は184万円の減で、認定調査員の会計年度任用職員報酬及び主治医意見書手数料の減による減額です。

2款保険給付費、1項2目地域密着型介護サービス給付費の補正額は1,700万円の増、4目施設介護サービス給付費の補正額は3,500万円の増で、それぞれ施設入所者の増によるものです。

4項1目高額介護サービス費の補正額は300万円の増で、高額介護サービス費支給対象者の増によるものです。

6項1目特定入所者介護サービス費の補正額は500万円の増で、低所得者が施設入所やショートステイを利用する際に、食費・居住費の限度額を超えた分の補足給付の増です。

12ページに移ります。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の補正額は360万円の減で、要支援1・2及び事業対象者の方のホームヘルプサービス、デイサービスの利用の減及びコロナウイルス感染症の影響により、2クールの実施を予定していた短期集中予防サービスを1クール中止したことによる減額です。2目介護予防ケアマネジメント事業費の補正額は100万円の減で、要支援者に対するケアマネジメント業務の委託件数の減によるものです。

3項4目任意事業費の補正額は80万円の増で、要介護1以上の方に対する紙おむつ購入助成事業の利用者の増によるものです。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は2,542万5,000円の増で、介護報酬改定や介護サービス等の利用の増加による給付費への影響に備え、積み立てるものです。

13ページに移ります。

7款諸支出金、1項2目償還金の補正額は1,744万円の増で、令和元年度分介護給付費及び地域支援事業費に対する国及び県負担金の精算による返納金です。

2項1目繰出金の補正額は1,207万3,000円の増で、同じく令和元年度分介護給付費、地域支援事業費及び事務費に対する一般会計繰入金の精算による返納分です。

14ページ以降は、給与費明細ですのでご覧ください。

以上で一般会計並びに特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時20分といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時20分

○議長（鈴木 繁君） 再開いたします。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

4番、益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） 4番、益子純恵です。

2点ほどお伺いしたいと思います。

一般会計補正予算のページ数、22ページになります。

6款商工費、1項2目商工業振興費の中で、3,577万2,000円のプレミアム商品券事業があるかと思いますが、これは、いつ発売になる予定なのか、目安があれば教えていただきたいと思います。

それから、同じく一般会計の補正予算の25ページになります。

9款教育費の4項社会教育費の中の美術館費になります、4,280万円の空調の工事があるかと思いますが、先ほどの説明で、設計の委託と工事費ということで出されていたかと思うんですけれども、これの値段を出された根拠というか、こういった形でこの値段を算出されたのか、お示しいただきたいと思います。

以上2点についてお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、22ページの商工業振興費についてのご質問にお答えしたいと思います。

プレミアム商品券発行事業につきましては、こちらの予算書では3,577万2,000円となっておりますが、補助金としては4,000万ということについてございまして、いつ頃発売かということですが、このようなコロナウイルスの感染拡大時期ということで、2年度に発行しました発行の方法につきましては、予約制ということで発行したところでございます。今回はおのずと倍の冊数ということになろうかなと思いますので、まずその辺をどのような方法にするかということの協議もございまして、できるだけ、商工会を中心とします実行委員会と、今後その辺、早期に発行できるように、町としても協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 美術館の熱源機器整備工事の工事費の金額ということですが、こちらは、現在あります熱源機器をメンテナンスしている業者から参考見積りを徴収いたしまして、金額を算定しております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） まず、プレミアム商品券の事業なんですけれども、今、課長からできるだけ早期にという答弁をいただきましたけれども、ちょうど新学期とか、お子さんがいる家庭とかは新学期に差しかかる時期ですので、こういった時期、地元で学用品をそろえたりとか、そういうのがすごく多くなる時期かなと思います。こういう時期に、そういうご家庭を支援する意味も込めまして、できるだけ早く発行できるようにお願いしたいなと思います。これは要望とさせていただきます。

それから、美術館熱源機器のほうなんですけれども、普段管理をしてくださっている業者のほうから見積りを取られたということなんですけれども、今後、入札等があるかと思うので、その辺は競争性をもっと、昨日の一般質問で益子明美議員のほうからもそういった質問がありましたので、ぜひ競争性を持った形で入札が行われるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美君） 一般会計補正予算のほうでお伺いしたいと思います。

まず、8ページの起債です。

減収補填債3,910万円を税収減の何割というふうに捉えて起債できるのかお伺いします。

また、これは今年度の地方交付税に負担されると思うんですが、75%ということによろしいのでしょうか、減収補填債についてはそのようなことをお伺いいたします。

それから、歳出です。

24ページ、9款1項2目教育費の中の外国語指導助手設置費の委託料の事業費の確定ということで162万5,000円ほど減額されていますが、事業費の確定ということでは減額金額が多いような気がしているんですが、どのようなことでこの金額になったのかお伺いいたします。

それから、25ページ。

9款4項5目美術館費の美術館開館20周年記念事業、今年度、コロナ関係でできなかったんですけども、200万という予算が繰り越されて、また来年度ということを目指したいんですけども、どういった予定になっているのかお伺いいたします。

26ページ。

9款5項3目給食センター費の需用費、給食センターのちょっとよく聞き取れなかったんですが、プレハブ冷蔵庫、冷凍庫の修繕費というふうには聞こえたんですが、冷蔵庫、冷凍庫の修繕費にしてはかなり高額なので、どのようなところを修繕するのか、その内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 1点目の減収補填債についてお答えさせていただきます。

減収補填債につきましては、地方消費税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税の当初の歳入見込みから、減収される見込額を引いた分について起債ができることになっておりまして、今年度につきましては、3,910万円を起債するということです。

交付税措置につきましては、議員のおっしゃられたとおり、償還額の75%が交付税に算入されることになっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 初めに、外国語指導助手設置費の事業費確定による減額補正の質問でございますけれども、当初予算2,000万、入札によりまして、年度当初に1,837万4,400円ということで1年間の契約を結びましたので、事業費確定ということで今回減額補正をさせていただくものです。

それから、学校給食費のほうの冷凍冷蔵庫のユニットクーラーの修繕に係る費用ということで、286万円の増額補正をするものは、学校給食用の賄い材料費の食材の保存用の冷凍庫と冷蔵庫のユニットクーラーと言われるものですが、平成16年に導入されたもので、冷凍庫のほうは平成11年に導入されたものということで、最近、温度が下がらなくなってきてしまったということで、新しいものに修繕で入替えをするというものでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 20周年記念事業につきましては全て中止になったところですが、その中の講演会に係る部分につきましては、来年度開催を予定したいと考えております。以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

○7番（益子明美君） 1点だけ、もう一度お伺いいたします。

学校給食センターの賄い材料を保管しているユニットクーラーの、こちらは修繕ということではよろしいんですね。新しいものに入替えなくて大丈夫ということで、新しいものを、今、ご答弁で平成16年と平成11年に購入したものだということなので、その修繕で大丈夫なのかどうか、新しいものをきちんと購入したほうが安上がりというか、長期的にはいいのではないかという部分がありますので、その辺はいかがな感じでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） ユニットクーラーと申し上げましたが、冷凍庫と冷蔵庫が一体のものになっております。1,000食分の食材が入るものですから、一体型ということで相当大きなものなんですけれども、それを全部交換すると、これのそれこそ10倍ぐらいかかる機械なんですけれども、その中の冷蔵部分、それから冷凍部分のユニット、中身のところだ

けを交換すれば温度の故障も直りますし、一体で交換する必要はまだないので、中身のユニットだけの交換ということで、修繕費で予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 補正予算案のほうなのですが、反対をします。

今までも、私、発言してきましたけれども、一つはスマート農業、これを繰越明許ということで示されています。スマート農業は、一部の人にしか行き渡らない制度でありまして、今困っている、それから将来に見通しが持てない、それから後継ぎがないという、そういう方たちのための農業を支援するものではありません。それで、コロナ対策ということで打ち出されていますけれども、これは、それにはふさわしい事業ではないので、今年度で打ち切って、繰越しはすべきではないというふうに思います。

それから、観光宿泊クーポン券、1回目は販売されて、6月まで延期されていますけれども、2回目のクーポン券事業をやるということになっていきますけれども、これも繰り返しますけれども、コロナ患者をまた新しく増やしてしまうのではないかと、そういうおそれもあります。本当に忙しくて、そういうものを利用できないと、それから経済的にも無理だという方には行き渡らないので、これは、第2次の追加はやめるべきだということで反対いたします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第13号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算（第7号）の議決については、原案の

とおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和2年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時36分